

介護付有料老人ホーム 緑井ガーデンハウス

(介護予防) 特定施設入居者生活介護及び短期利用特定施設入居者生活介護

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所である介護付有料老人ホーム緑井ガーデンハウス(以下事業者という)が(介護予防)特定施設入居者生活介護事業の運営を行うに当たって、(介護予防)特定施設入居者生活介護利用契約書(以下「利用契約書」という)第3条の規定により、事業の運営について重要な事項を定めたものです。事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うとともに、入居者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険による要支援・要介護認定を受けた入居者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練、入院・退院・通院時及び退院後の療養上の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。

- 2 事業者が提供する(介護予防)特定施設入居者生活介護は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努力し、入居者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 4 サービスの提供は、個別の要支援・要介護特定施設サービス計画を作成し、入居者の同意のもとに実行します。
- 5 入居者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し、あらかじめ入居者の同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法に精神にたつて、個人情報の管理等に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

名称 介護付有料老人ホーム 緑井ガーデンハウス
所在地 広島市安佐南区緑井六丁目28番1号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

(介護・看護従業員は、入居者数100名を想定しての従業員数です)

管理者 1名(常勤専従)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

2 従業員

生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を

行います。

看護職員 3名以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとります。

介護職員 40名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行います。

計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、利用者の心身の状況を踏まえて、(介護予防)特定施設サービス計画書を作成します。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況を踏まえて、個別機能訓練計画書を中心になって作成します。

(入居定員及び居室数)

第5条 入居定員は100名、居室数は100室とします。

(介護予防)特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 (介護予防)特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとします。

- 1 食事、排せつ及び入浴の介助その他の介護サービス
- 2 居室の清掃、衣類の洗濯、食事の提供等の生活サービス
- 3 健康相談、生活相談等の健康管理サービス
- 4 入退院時・入院中のサービス

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とします。

- 2 その他の費用については、当事業所の管理規程の別表のとおりとします。

(介護居室を移動する場合の条件及び手続)

第8条 入居者の状態の変化により、居室を移動して介護サービスを提供することがあります。

- 2 居室の移動が必要となった場合には、利用契約第6条の規定に従い、変更先の居室の概況、提供サービスの内容、費用負担の増減等についてあらかじめ入居者、身元引受人に説明し同意を得ることとします。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっては、当事業所の管理規程のうち「居室等の使用細則」「共用施設等の利用細則」等に従って対応していただきます。

(秘密の保持)

第10条 事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項について

は、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

（苦情処理）

第 11 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとします。

（緊急時等における対応）

第 12 条 入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、医師または協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行います。「重要事項説明書」の「サービス内容」の「協力医療機関」において対応方法を記述しています。

- 2 緊急医療を要する場合には、建物に併設する医療機関、救急医療機関での治療手配をします。

（非常災害対策）

第 13 条 非常災害が発生した場合、事業者は「緊急時対応計画（避難訓練）」に従い、入居者の避難等について適切な処置を講じます。

- 2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行います。入居者の方にも参加していただき実施します。
- 3 スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

（虐待等の禁止）

第 14 条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならないものとします。また、人権擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行います。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (3) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (4) 食事を与えないこと。
 - (5) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (6) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (7) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (8) 性的な嫌がらせをすること。
 - (9) 当該利用者を無視すること。
2. 人権擁護、虐待の防止に関する研修を年 2 回開催し、従業者の教育を行います。
 3. 管理者または、従業者は、高齢者からのサインを感じた際は、高齢者虐待防止の為のチェックリストを活用し、管理者へ報告を行います。

(身体拘束等)

第 15 条 事業所は、居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第 97 条第 5 項の「サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図っていきます。また、「拘束をしない介護」を目指し、「身体拘束廃止ガイドライン」「身体拘束等行動制限についての取扱要綱」を定め、下記の体制を整えて実施にあたります。

- (1) 関係従業員が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など身体拘束廃止のための体制を行うため、身体拘束廃止促進委員会の開催を行います。
- (2) 身体拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を身体拘束ガイドラインに定め対応にあたります。
- (3) 身体拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者又はその家族への説明を行い、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め「転落予防」ケガの予防であっても「拘束をしない介護」を目指します。
- (4) 身体拘束の実施中、経過観察記録の作成及び経過についての記録を行い、利用者又はその家族への説明を定期的に行うこととします。
- (5) 解消後の身体拘束等の妥当性の検証を作業の実施及び記録をもとに、身体拘束廃止促進委員会にて行うこととします。

(記録の整備)

第 16 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。

2 利用者に対する（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

- (1) 利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録。
- (2) その他サービスの提供に関する記録。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 その他運営に関する重要事項として、事業者は、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従って対応を行います。

2 この規程に定める事項の他に、（介護予防）特定施設入居者生活介護のサービスの提供について重要な事項が生じた場合には、事業者は適切な対応を図り、入居者保護の観点に立って、問題解決に当たるものとします。

3 問題の対応策または対応結果については、運営協議会等において説明し、入居者の理解を得るよう努めます。

附則 この規程は、平成 30 年 6 月 16 日から施行します。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日に改定します。

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日に改定します。

この規定は、令和 5 年 3 月 16 日に改定します。

介護保険利用の月額料金(30日にて算出した場合の参考金額)

要支援度別のサービスの利用料金		要支援 1	要支援 2
		72,575	118,304
介護保険から支給される額	1 割負担の場合	65,317	106,473
	2 割負担の場合	58,060	94,643
	3 割負担の場合	50,802	82,812
サービスに係る自己負担額	1 割負担の場合	7,258	11,831
	2 割負担の場合	14,515	23,661
	3 割負担の場合	21,773	35,492

要介護度別のサービスの利用料金		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		202,019	225,584	250,204	273,068	297,344
介護保険から支給される額	1 割負担の場合	181,817	203,025	225,183	245,761	267,609
	2 割負担の場合	161,615	180,467	200,163	218,454	237,875
	3 割負担の場合	141,413	157,908	175,142	191,147	208,140
サービスに係る自己負担額	1 割負担の場合	20,202	22,559	25,021	27,307	29,735
	2 割負担の場合	40,404	45,117	50,041	54,614	59,469
	3 割負担の場合	60,606	67,676	75,062	81,921	89,204

【注】

(注：介護保険費用負担は協力医療機関連携Ⅰ・夜間看護体制(要介護1～5のみ)・サービス提供体制(Ⅲ)・個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)・科学的介護推進体制加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)が含まれたものです。

